そもそもパブリック・コメントとは？

あらかじめ新たなルールの案を公開し、広く意見を募るのが、パブリック・コメントです。

日本では2005年に「パブリック・コメント制度」として法制化されました。

総務省 意見公募手続の概要： https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/gyoukan/kanri/tetsuzukihou/iken_koubo.html

パブリック・コメント制度では、集まった意見を十分に考慮することで、行政の公平性を確保し透明性を高めることを目的としています。また、パブリックコメント制度で意見を募集した場合、行政機関は結果を公示する義務があります。
意見が寄せられた場合は、それについてどのように考慮されたのか、実際の命令等にどう反映されたのか、あるいはなぜ反映されなかったのかを、明らかにすることが求められます。

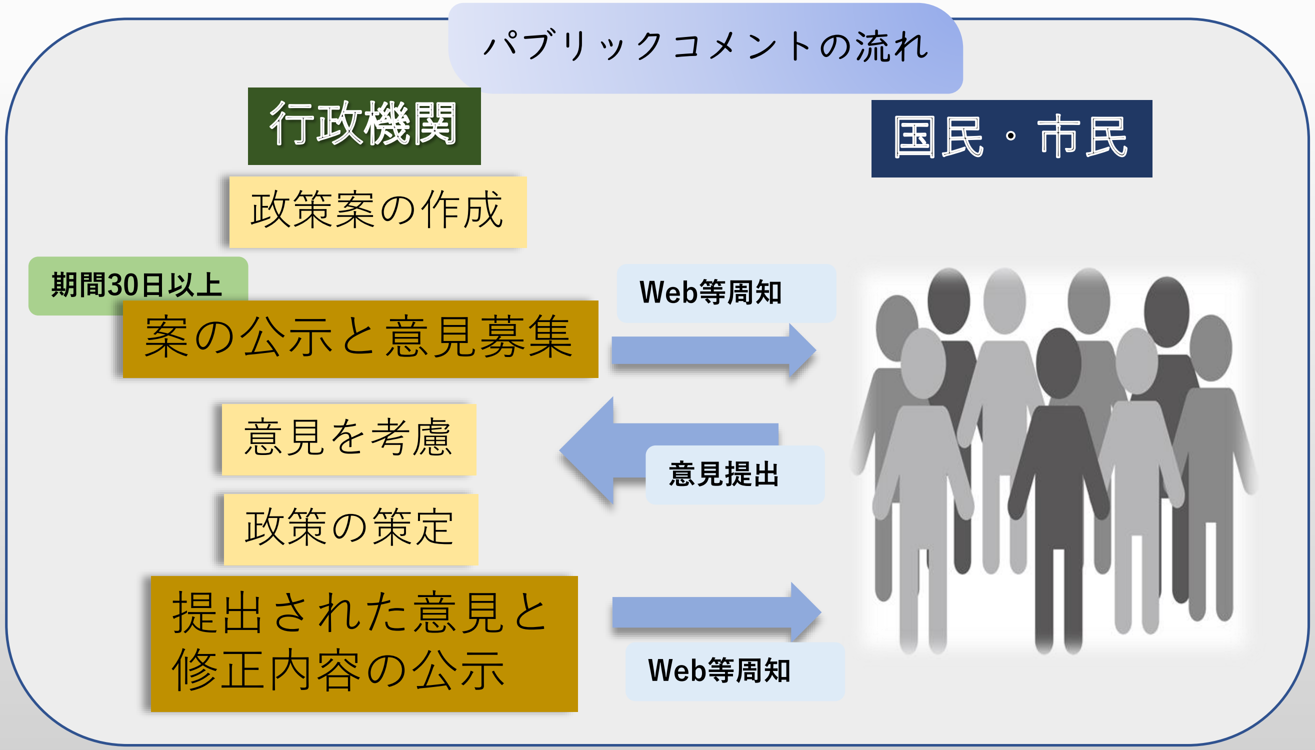

■パブリック・コメント制度のメリット
「私たちが知らない間に、いつの間にかに決められていた、、、」という事が無いよう、この制度では「案」の段階で広く政策がウェブ等を通じて公開され、私たち一人ひとりが意見しやすい環境が整備されてきました。

新たな政策やルールについての理解を深め、その政策やルールがつくられる目的・根拠を知ることができます。そして、あなたの意見を直接届け、日本政府の政策やルール作りに、国民・市民の一人として参加することが出来ます。このことがパブリックコメントの最大のメリットです。

日本政府「人権教育・啓発に関する基本計画」策定の経緯と背景

「人権教育・啓発に関する基本計画」とは（以下、基本計画 ）　※『人権教育及び人権啓発の推進に関する法律』（平成12年法律第147号、以下、法）

人権教育及び人 権啓発の推進に関する法律第７条の規定に基づき、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、策定するもの。（人権教育・啓発に関する基本計画 より抜粋）

政府は、この基本計画にのっとり、各種人権教育・啓発施策を推進する義務があります。2002年（H14 ）に閣議決定された基本計画は、これまで大幅な見直しはなされてきませんでした。2023年（R５）に実施した「人権教育・啓発に関する取組課題に係る調査研究」有識者検討会（以下、検討会）において、現行計画は現状の国内外の人権状況が必ずしも反映されておらず、人権教育・啓発施策の指針として不十分であり、また、国内の社会経済情勢の変化と国際的潮流の動向を踏まえ、人権教育・啓発をより一層推進するため、見直しを行う必要があるとの結論に至りました。尚、計画の実施状況は、法第８条に基づき、毎年国会に年次報告として提出されています。

検討会では、基本計画の見直しに関して、以下5つの観点から検討することが提言

⑴ 権利の享有主体であることの認識を得ることのできる人権教育・啓発
⑵ インターネット・ＳＮＳの普及に伴う人権侵害の態様の変化とそれに対応した 人権教育・啓発
⑶ 「ビジネスと人権」の議論の高まりを受けた人権教育・啓発
⑷ 地域の実情を踏まえた人権教育・啓発
⑸ 国際的潮流の動向を踏まえた人権教育・啓発
　個別の人権課題にフォーカスしたものにとどまらず、「人権」の普遍性を理解し、国際人権関係文書の趣旨を踏まえた施策の推進が必要

前記５つの観点に加えて見直しの際に踏まえるべき観点として以下が提言

〇人権を取り巻く情勢に関する分析　〇生涯学習の視点の重要性　〇人権教育の現状に関する分析の在り方　〇人権教育・啓発と「道徳」
〇高等教育における人権教育　〇行政の中立性の確保　〇人権教育・啓発における「個性の尊重」
〇人権教育を実施する人材の確保と人権擁護委員との連携　〇政府関係機関職員等に対する研修の充実強化　〇いわゆる「複合差別」の観点

今回のパブコメでは、上記過程で策定された第二次基本計画（案）に対して、市民が政府に直接意見を届けることができる貴重な機会です

今回のパブリックコメント、どうやって提出するの？ <その１>

提出する前に最低限必ず確認しなければならない文書は以下の二つです

①政府の人権教育・啓発に関する基本計画（第二次）【中間試案】

https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/download?seqNo=0000286124

②政府の意見募集要項

https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/download?seqNo=0000286123

提出の際の注意事項　締め切り　２月26日（水）23時59分（当日消印有効）

・今回のパブリックコメントはファックス・電話での受付はありません。

①フォーム、②メール、③郵送においてのみ受付られます。

・提出いただく意見フォームは日本語のみとなっています。

・個人で提出する場合は、「氏名」「住所」「電話番号」「メールアドレス」を記入してください。

・法人・団体で提出する場合は、「 名称」「部署名」「担当者名」を記入してください。

（上記の連絡先については、内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために使用されます）

・意見について省庁から個別に回答することはありません。

人権教育･啓発に関する基本計画（第二次）意見募集のサイトはこちら

https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=300120124&Mode=0

今回のパブリックコメント、どうやって提出するの？ ＜その2＞

政府の「人権教育・啓発に関する基本計画」については、以下の方法で意見を提出することが出来ます

（1）電子政府の総合窓口（e-Gov）　（2）電子メール　（3）郵送

（1）電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォームから提出する

①下のパブリックコメント「意見募集案件」にアクセスしてください。

https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=300120124&Mode=0

②「意見募集要領」（PDF）をクリックして確認し、画面下にある「意見募集要領を確認しました」にチェック☑を入れて、右下の意見入力のボタンをクリックしてください。

意見募集要項を確認し、チェックを入れてください。チェックが無い場合は、意見フォームの画面に切り替わりません。

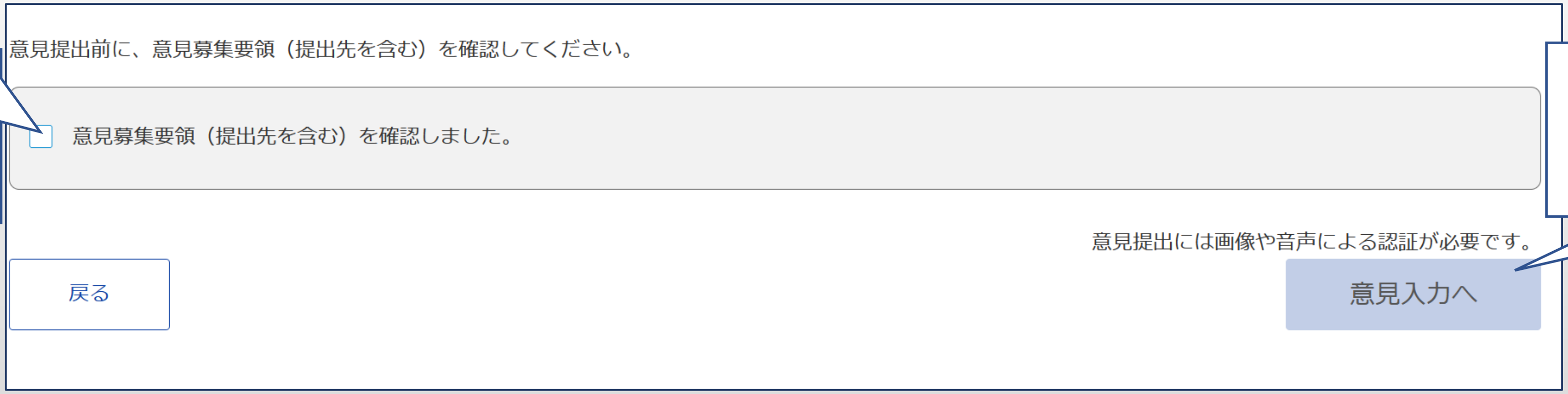

「意見入力へ」のボタンをクリックすると、意見フォームの画面に切り替わります。

③意見入力のボタンをクリックすると「意見入力フォーム」に変わりますので、ご自身の意見と名前などの必要事項を記入し、内容を確認の上、送信してください。

今回のパブリックコメント、どうやって提出するの？ ＜その3＞

（2）電子メールで意見を提出する

件名：「人権教育・啓発に関する基本計画（第二次）中間試案に対する意見」

メール本文に氏名、連絡先及び本件への意見を入力の上、以下のメールアドレス宛にお送りください。

送信先： keihatsu-pub@i.moj.go.jp

※ 必ず意見を提出する項目を明示をしてください

項目については、下部の別紙（意見提出用紙）の該当項目欄に記載の項目を明示すること

また、複数の項目に意見を提出する 場合は、項目ごとに分けて意見を入力してください。

※ 必ずメール本文にテキスト形式で記載してください。添付ファイル や URL リンクによる意見は受け付けられません。

（3） 郵送で意見を提出する

所定の用紙（意見提出様式）に氏名、連絡先及び本件への御意見を記入し、以下の宛先に送る。

※ 必ず御意見を提出する項目に☑の記入をすること

〒１００－８９７７
東京都千代田区霞が関一丁目１番１号
法務省人権擁護局人権啓発課 意見公募担当 宛

別紙（意見提出様式）
PDF版：https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/download?seqNo=0000286125

パブリック・コメントはどのように書けばいいの？（参考まで）

一番大事なことは「**パブリック・コメントには、あなた自身の意見を書いてよい**」ということです。パブコメは、日本政府の政策作りに、市民の一人として参加することですから、「人権教育・啓発に関する基本計画（中間取りまとめ）」を読み、あなた自身の生活や活動を背景に、自分の考えを「第〇章の第〇節には、〇〇〇の視点を加筆することを提案する」「第〇章の第〇節のに書かれている〇〇については、〇〇の理由で削除すべきではないか。」など**具体的にまとめてください。**意見について迷ったら、アムネスティのウェブサイトも参考にしてみてください。

（1） まず、下書きを書いてみよう！

下書きを書く：いきなり「E-gov」ウェブサイトの「意見提出フォーム」に書き込むよりは、まずは下書きをしてみましょう。

時候の挨拶をいれてみる：「パブリック・コメント」はあなたから政府への手紙です。いきなりストレートに課題に入るよりは、短く時候の挨拶やパブコメの機会に対する謝辞をいれてみると、書き出しの苦労が少しは緩和されるのではないでしょうか。

「人権教育・啓発に関する基本計画（第二次）中間試案」をしっかり読む：読み進める中で、気になったところをメモ帳などでチェックするなりしてみましょう。また、余裕があれば、第一次「人権教育・啓発に関する基本計画」の内容や、人権分野で活動する公益法人やNGO/NPOなどの意見も、ウェブサイトで検索して参考にしていましょう。

テーマを選ぶ：いくつか気になったところが出てきたら、その中で、どれが一番気になるか、優先順位を決めて書きたい課題・テーマを選びましょう。

自分の感じ方と、この基本計画（案）で示されている資料も参考にして文章にしてみよう：メモしたあなたの感じ方と、基本計画（案）で紹介されている資料や今までの議論、またアムネスティが提示しているポイント（ウェブサイトに掲載）も参考にして、見比べてみましょう。あなたの言葉で表現してもらえるとよいかと思います。そして、いままでの資料や議論、アムネスティが提示するポイントと異なっていても、自分の考えを大切にして文章にしてみてください。

（2） 送る前に見直しをしよう！出来れば誰かに読んでもらおう！

文章が書けると、「ああ書けた、さあ送ってすっきり終わりにしよう」と思うものですが、送る前に必ず見直しをして、他人が読んでも誤解なく通用するわかりやすい表現になっているか確認しましょう。 できれば、他の人に読んでもらい、文意が誤解なく伝わるかどうか、わかりやすいかどうかを確認した方が良いと思います。

（3） 送る前に保存をして、後からでも読み返せるようにしよう！

今回のパブリック・コメントは、 E-govウェブサイトの「意見提出フォーム」入力、電子メール、郵送によるいずれかの方法で送ることが出来ます。自分が何を書いたのか後で読み返せるよう、 文書データは保存をしておくようにしましょう。

参考：GII/IDI懇談会NGO連絡会パブコメガイド